平成10年6月17日 館長伺定

改正 平成10年11月26日 平成24年 4月25日 平成28年 4月 1日

九州工業大学附属図書館AVホール等使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州工業大学附属図書館AVホール及びグループ研究室(以下「AVホール等」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用の条件)

第2条 AVホール等は本学の教育研究、学習活動及び附属図書館長(以下「館長」という。) が適当と認めた場合に使用することができる。

(使用者の範囲)

第3条 AVホール等を使用できる者は、本学の職員、学生及び館長が特に許可した者とする。

(使用時間)

第4条 AVホール等を使用できる時間は、図書館の開館時間に準じる。ただし、館長が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第5条 AVホール等を使用しようとする者は、別紙申込書に必要事項を記入の上、館長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

- 第6条 AVホール等を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 使用時間を厳守すること。
 - (3) 騒音、喧騒等により他の利用者に迷惑をかけないこと。
 - (4) 使用後は原状に復して係員の確認を受けること。
 - (5) 施設、設備等を汚損又は損傷しないこと。
 - (6) その他係員の指示事項を厳守すること。

(使用の禁止)

第7条 使用者が遵守事項に違反した場合は、以後の使用を許可しないことがある。

(弁償)

第8条 使用者は、AVホール等の施設を汚損、損傷又は亡失したときは、弁償しなければならない。

附則

この要領は、平成10年6月17日から施行する。

附則

この要領は、平成10年11月26日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。